

令和8年9月1日

一宮市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市選挙管理委員会
委員長 高井 光信

一宮市選管規程第3号

一宮市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

一宮市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程(平成17年一宮市選管規程第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(掲載文の申請) 第2条 条例第3条第1項の規定による申請は、選挙公報掲載申請書に一宮市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の交付する選挙公報掲載文原稿用紙(_____ _____ _____ _____以下「原稿用紙」という。)に記載し、_____た掲載文1通及び写真1枚を添えて行わなければならない。 2・3 略 (掲載文の記載) 第3条 掲載文は、<u>黒色の色素を用い</u>、はっきりと記載し_____なければならない。 2 原稿用紙の氏名欄には、<u>所属党派、年齢及び公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出書に記載した氏名(振り仮名を含む。)</u>を縦書き<u>(年齢を記載する場合の年齢については、この限りでない。)</u>で記載し_____なければならない。ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により通称の使用の認定を受	(掲載文の申請) 第2条 条例第3条第1項の規定による申請は、選挙公報掲載申請書に一宮市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の交付する選挙公報掲載文原稿用紙(<u>委員会が提供する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載し、<u>又は記録した掲載文</u>____及び写真____を添えて行わなければならない。 2・3 略 (掲載文の記載) 第3条 掲載文は、<u>無彩色で</u>____、はっきりと記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。 2 原稿用紙の氏名欄には、____<u>公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出書に記載した氏名(振り仮名を含む。)</u>を縦書き_____で記載し、<u>又は記録</u>しなければならない。ただし、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により通称の使用の認定を受

けた場合においては、当該通称を記載し_____なければならない。 3 掲載文は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、アルファベットの文字その他の文字、記号、符号、罫線、図画、図表及びその他これらに類するものを用いて記載し_____なければならない。ただし、原稿用紙の氏名欄には、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、アルファベットの文字その他の文字、記号及び符号以外は使用することができない。 4 略 5 掲載文に図画、図表及びその他これらに類するものを記載し_____ようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載する_____ことができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。ただし、掲載文を記載する_____ことができる面積には、写真欄及び氏名欄に係る面積は含まない。	けた場合においては、当該通称を記載し、又は記録しなければならない。 3 原稿用紙の氏名欄には、前項の氏名又は通称のほか、所属党派及び年齢に関すること以外は記載し、又は記録することができない。 4 掲載文は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、アルファベットの文字その他の文字、記号、符号、罫線、図画、図表及びその他これらに類するものを用いて記載し、又は記録しなければならない。ただし、原稿用紙の氏名欄には、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、アルファベットの文字その他の文字、記号及び符号以外は使用することができない。 5 略 6 掲載文に図画、図表及びその他これらに類するものを記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。ただし、掲載文を記載し、又は記録することができる面積には、写真欄及び氏名欄に係る面積は含まない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。